

# 仁淀消防組合人事行政の運営等の状況

平成 27 年 9 月

仁淀消防組合

## **仁淀消防組合人事行政の運営等の状況の公表について**

仁淀消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年 11 月 26 日条例第 6 号)第 6 条の規定に基づき、平成 26 年度の仁淀消防組合人事行政の運営等の状況を公表します。

平成 27 年 9 月 1 日  
仁淀消防組合長

### **仁淀消防組合人事行政の運営等の状況**

#### **— 目 次 —**

#### **第 1 章 職員の任用等の状況**

- 1 任用の状況
  - (1) 採用状況
  - (2) 離職及び再任用の状況

#### **第 2 章 職員の給与の状況**

- 1 総括
  - (1) 人件費の状況
  - (2) 職員給与費の状況
  - (3) 給与の抑制措置の状況
- 2 職員の平均給料月額、初任給等の状況
  - (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況
  - (2) 職員の初任給等の状況
- 3 消防吏員の級別職員数の状況
  - (1) 級別職員数の状況
  - (2) 昇級期間の短縮の状況
- 4 職員の手当の状況
  - (1) 期末・勤勉手当
  - (2) 退職手当
  - (3) 特殊勤務手当
  - (4) 時間外勤務手当
  - (5) その他の手当
- 5 特別職の報酬等の状況
- 6 職員数の状況
  - (1) 部署別職員数の状況
  - (2) 年齢別階級別職員構成の状況
  - (3) 職務別職員数の状況（算定数と現員数）

### **第3章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況**

- 1 勤務時間の概要
- 2 休暇の種類
  - (1) 年次有給休暇
  - (2) 病気休暇
  - (3) 特別休暇
  - (4) 介護休暇
- 3 育児休業等
  - (1) 育児休業
  - (2) 育児短時間勤務
  - (3) 部分休業

### **第4章 職員の服務の状況**

- 1 年次有給休暇の取得状況
- 2 育児休業、育児短時間勤務、部分休業、介護休暇の取得状況
  - (1) 育児休業
  - (2) 育児短時間勤務
  - (3) 部分休業
  - (4) 介護休暇
- 3 職務専念義務免除
- 4 営利企業への従事許可

### **第5章 職員の分限及び懲戒処分の状況**

- 1 分限処分
- 2 懲戒処分

### **第6章 職員の研修及び勤務成績の評定の状況**

- 1 研修の状況
- 2 勤務成績の評定の状況

### **第7章 職員の福祉について**

- 1 健康診断の実施状況
- 2 互助会等の福利厚生事業状況
- 3 公費負担状況

### **第8章 職員の利益の保護について**

- 1 勤務条件に関する措置の要求の状況
- 2 不利益処分に関する不服申立ての状況

## 第1章 職員の任用等の状況

### 1 任用の状況

#### (1) 採用状況

(単位：人)

年度	試験区分	職種	受験者数			最終合格者数			採用者数		
			男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
22年度	初級	消防職	29	1	30	5		5	5		5
23年度	初級	消防職									
24年度	初級	消防職	36		36	1		1	1		1
25年度	初級	消防職	38	1	39	2		2	2		2
26年度	初級	消防職	20	1	21	4		4	4		4

※ 採用に係る表中年度期間は、4月2日から翌年4月1日までの間です。

#### (2) 離職及び再任用の状況

(単位：人)

年度	離職								再任用	
	退職					免職		その他		
	定年	勧奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒			
22年度	1	1							2	
23年度	4								4	
24年度		1							1	
25年度										
26年度	2								2	

## 第2章 職員の給与の状況

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況

(平成26年度決算)

管内人口 (平成26年度末現在)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
29,703人	520,658千円	477,842千円	91.8%

※ 組合議員等に支給される報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況

区分	職員数 (A)	職員給与費 (千円)				一人当たり 年間給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 (B)	
平成 26 年度 決算	59	221, 331	60, 438	80, 643	362, 412	6, 143 千円
平成 27 年度 当初予算	61	223, 842	64, 464	81, 205	369, 511	6, 058 千円

※ 職員数は各年度 4 月 1 日時点での人員です。

※ 職員手当は、後記 4-(3)・(4)・(5)に掲げる手当及び児童手当の合計です。

(3) 給与の抑制措置の状況

なし

2 職員の平均給料月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
39. 9 歳	305, 795 円	393, 861 円

※ 「平均給料月額」とは、基本給の平均です。

※ 「平均給与月額」とは、給料及び職員手当(扶養、住居、通勤、時間外勤務等)の合計額の平均です。

(2) 職員の初任給等の状況

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区 分	仁淀消防組合	国 ( 行政職 )
大学卒	177, 600 円	174, 200 円
高校卒	143, 700 円	142, 100 円

3 消防吏員の級別職員数の状況

(1) 級別職員数の状況

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区分	階 級	行政職	職員数	構成比
6 級	司令長、司令	消防長、次長、署長、副署長、課長	8 人	13. 2 %
5 級	司令補	隊長、分署長、副隊長、副分署長、係長	11 人	18. 0 %
4 級	士長	分隊長(3 級を除く)、主監、主任(3 級を除く)	15 人	24. 6 %
3 級	士長	分隊長(4 級を除く)、副分隊長(2 級を除く)、主任(4 級を除く)、主幹	11 人	18. 0 %

2 級	士長、副士長	副分隊長(3 級を除く)、隊員(1 級を除く)、主事(1 級を除く)	3 人	4.9 %
1 級	消防士	隊員(2 級を除く)、主事(2 級を除く)	13 人	21.3 %
計			61 人	100.0 %

(2) 昇級期間の短縮の状況

区 分		消防職員
平成 26 年度	職員数 (A)	59 人
	普通昇級期間を短縮して昇級した職員数 (B)	0 人
	比率 (B/A)	0 %
平成 25 年度	職員数 (A)	57 人
	普通昇級期間を短縮して昇級した職員数 (B)	0 人
	比率 (B/A)	0 %

4 職員の手当の状況

(1) 期末・勤勉手当

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区 分	支給割合			26 年度支給実績
期末手当	6 月期 1.20 月	12 月期 1.35 月	計 2.55 月	
勤勉手当	0.70 月	0.70 月	1.40 月	80,643 千円

(2) 退職手当

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区 分	勤続 20 年	勤続 25 年	勤続 35 年	最高限度	その他の加算措置
支給率 (月分)	定年退職 25.556	34.583	49.590	49.590	

(3) 特殊勤務手当

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区 分	内 容	26 年度支給実績
消防手当	1 当務 : 250 円(日勤)、500 円(隔勤)	3,354 千円
救急手当	1 出動 : 300 円(救命士 : 600 円)	1,964 千円
夜間業務手当	1 当務 : 700 円(夜間通信勤務者)	1,039 千円

※ 日勤 : 毎日勤務者、隔勤 : 隔日で勤務する交代制勤務者。

(4) 時間外勤務手当

正規の勤務時間を越えて勤務した職員（管理職除く）に支給する手当です。

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区分	内 容	26 年度支給実績
正規の勤務日の時間外勤務	時間単価×125/100×時間数 (22 時から 5 時までの深夜勤務については 150/100)	8,123 千円
週休日の時間外勤務	時間単価×135/100×時間数 (22 時から 5 時までの深夜勤務については 160/100)	

(5) その他の手当

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区分	概 要	26 年度支給額
扶養手当	配偶者 13,000 円 配偶者以外の扶養親族（1 人につき） 6,500 円 配偶者のない職員で扶養親族 1 人目 11,000 円 特定期間中の子（1 人につき） 5,000 円加算	10,336 千円
住居手当	借家・借間居住者 基礎控除額 12,000 円 最高支給限度額 27,000 円	6,035 千円
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額 55,000 円 自動車等使用者 片道 2 km 以上 5 km 未満 2,000 円 ～（5 km 每加算） 60 km 以上（限度額） 24,500 円	3,754 千円
夜間勤務手当	深夜に勤務を割り振られた職員に支給 時間単価×25/100×時間数	972 千円
休日勤務手当	祝日・年末年始の休日に勤務を割り振られた職員に支給 時間単価×135/100×時間数	14,883 千円
管理職手当	管理職に支給 消防長 33,000 円 消防本部次長 33,000 円 消防署長 33,000 円 消防副署長 24,000 円 消防本部課長 24,000 円	2,520 千円
管理職員特別勤務手当	管理職が週休日、祝日等に緊急の公務等により勤務した場合に支給 1 勤務に付き 12,000 円以内	668 千円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受等断続的な勤務をした場合に支給 1 勤務に付き 4,200 円以内	0 千円

## 5 特別職の報酬等の状況

(平成 26 年度決算) (単位:千円)

区分	人員 (人)	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	手当	計		
議員	6	149			149		149
監査委員	2	40			40		40
計	8	189			189		189

## 6 職員数の状況

### (1) 部署別職員数の状況

(各年 4 月 1 日現在)

年度	定数	実員	職種		部署			
			消防吏員	事務吏員	消防本部	消防署	吾北分署	日高分署
24 年度	57	57	56	1	11	24	12	10
25 年度	57	57	56	1	11	24	12	10
26 年度	57	59	58	1	13	24	12	10
27 年度	57	61	61		14	25	12	10

※ 27 年度消防本部中、消防吏員 2 名を派遣(高知県消防学校、高知県消防防災航空隊)  
消防吏員 4 名消防学校初任科教育入校中

### (2) 年齢別階級別職員構成の状況

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

階級 年齢	消防監	司令長	司令	司令補	消防士長	副士長	消防士	計	事務吏員
20 歳以下							2	2	
21~25							8	8	
26~30						3	3	6	
31~35					4			4	
36~40					13			13	
41~45				1	8			9	
46~50				4				4	
51~55			2	4				6	
56~60		1	5	2	1			9	
計		1	7	11	26	3	13	61	

(3) 職務別職員数の状況（算定数と現員数）

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区分	隊員	通信員	予防要員	総務要員	研修・派遣	計
算定数	78	5	5	11		99
現員数	47	(隊員が兼務)	3	5	6	61

※ 基準数：平成 27 年度「消防力整備指針」に基づき必要とされる人員数

※ 現員数：平成 27 年 4 月 1 日の現有人員数

※ 隊員：指揮者、消防・救急・救助要員

※ 「研修・派遣」：派遣 2 名・研修 4 名

### 第3章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### 1 勤務時間の概要

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区分	毎日勤務者	交代制勤務者
勤務体制概要	月曜から金曜(祝祭日除く)を勤務日とする。	2交代制勤務(1当務24時間の隔日勤務)で、3当務1公休2当務1公休を1サイクルとする。
勤務時間帯	8:30～17:15 8:30～12:00 13:00～17:15	8:30～翌日8:30 8:30～12:00 12:45～17:00 17:45～22:00 5:00～8:30 (4時間につき休息15分有)
1当務の拘束時間数	8時間45分	24時間
1当務の勤務時間数	7時間45分	15時間30分
1週間の勤務時間数	38時間45分	38時間45分

#### 2 休暇の種類

##### (1) 年次有給休暇

1暦年20日以内(20日以内の繰越しを認める)

##### (2) 病気休暇

公務傷病によるもの	必要最小限の期間
一般の傷病によるもの	90日以内

##### (3) 特別休暇

場合	期間
1 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間

2 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
3 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行ない、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 身体障害支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって組合長が定めるものにおける活動 (3) 前2号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに障害がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	1年の年において5日の範囲内の期間
5 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	結婚の日の7日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する7日の範囲内の期間
6 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
7 女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
8 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授	1日2回それぞれ30分以内の期間（男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当

乳等を行う場合	該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
9 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日（再任用短時間勤務職員にあっては、15時間30分）の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間（再任用短時間勤務職員にあっては、時間）
10 職員の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	職員の妻の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間における5日間（再任用短時間勤務職員にあっては、38時間45分にその者の勤務時間（当該勤務時間に1時間未満の端数がある場合にあっては、これを切り上げた時間。）を38時間45分で除して得た数の時間とする。）の範囲内でその都度必要と認める日又は時間（再任用短時間勤務職員にあっては、時間）
11 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして組合長が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間
12 要介護者の介護その他の組合長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間
13 職員の親族（別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
14 職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間

15 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年の7月から9月までの期間内における、週休日、条例第9条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間
16 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	7日の範囲内の期間
17 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
18 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
19 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画の実施	計画の実施に伴い必要と認める期間
20 女子職員の生理（生理日において勤務することが著しく困難である者が請求した場合）	必要と認められる期間。ただし、1日を超えるときは、その超える期間については、第14条第1項第2号の規定による
21 妊産婦である女子職員の健康診査及び保健指導（妊娠中の女子職員及び産後1年を経過しない女子職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合）	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間
22 妊娠中の女子職員の通勤緩和（妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。）	正規の勤務時間等の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間

別表2

親族	日数
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）	10日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日

兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日
甥又は姪	1日

#### (4) 介護休暇 介護の対象者

- ・職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母
- ・同居の祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子、孫

2週間以上の期間にわたり、傷病等で日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する1年の期間内につき承認する。（無給）

### 3 育児休業等

#### (1) 育児休業

職員が、任命権者の承認を受けて、当該職員の3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児休業をすることができる。（無給）

#### (2) 育児短時間勤務

職員が、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子が小学校就学の始期に達する日まで、次に掲げるいずれかの勤務形態により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務することができる。

（有給）

- ① 3時間55分勤務を週5日（週19時間35分勤務）
- ② 4時間55分勤務を週5日（週24時間35分勤務）
- ③ 7時間45分勤務を週3日（週23時間15分勤務）
- ④ 7時間45分勤務を週3日、3時間55分勤務を週5日（週19時間35分勤務）

#### (3) 部分休業

職員が、任命権者の承認を受けて、当該職員の3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、1日の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲で部分休業をすることができる。（無給）

## 第4章 職員の服務の状況

### 1 年次有給休暇の取得状況

(平成 26 年中)

区分	人 数	取得数	平均取得数	消化率
毎日勤務者	9 人	153 日	17.0 日	42.5 %
隔日勤務者	48 人	674 日	14.0 日	36.5 %
計	57 人	827 日	14.5 日	37.5 %

※ 年内中途退職者、派遣職員を除きます。

### 2 育児休業、育児短時間勤務、部分休業、介護休暇の取得状況

#### (1) 育児休業

なし

#### (2) 育児短時間勤務

なし

#### (3) 部分休業

なし

#### (4) 介護休暇

なし

### 3 職務専念義務免除

職務専念義務免除に関する運用規定は、次のとおりです。

#### 仁淀消防組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

##### (目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 35 条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し、規定することを目的とする。

##### (職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることが出来る。

##### (1) 研修を受ける場合

##### (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

##### (3) 前2号に規定する場合を除くほか、任命権者が特に定める場合

#### 職務に専念する義務の特例に関する規則

##### (目的)

第1条 この規則は、仁淀消防組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 48 年条例第 7 号）の規定に基づき職務に専念する義務の特例について定めることを目的とする。

##### (職務に専念する義務の免除)

第2条 仁淀消防組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第 2 条第 3 号に掲げる場合を次のように定める。

##### (1) 組合の特別職の公務員を兼ね、その職に属する事務に従事する場合

- (2) 当該職員の職務に関連のある国又は地方公共団体の公務員の職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合
- (3) 組合の事務を処理する一部事務組合の公務員の職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合
- (4) 組合の行政運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる公共的団体等の役員又は職員の地位を兼ね、その地位に属する事務に従事する場合
- (5) 国若しくは、地方公共団体の機関、学校又は公共的団体等の委嘱を受けて講習、講義等を行なう場合
- (6) 当該職員の職務上の教養に資する講習、講義等を受講する場合
- (7) 教育又は研究のため他の事業又は事務に従事する場合
- (8) 国又は地方公共団体が行なう当該職員の職務に関連ある試験を受ける場合
- (9) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 45 条第 2 項の規定により公務災害補償に関する審査の請求をし、又は法第 46 条の規定により勤務条件に関する措置の請求をし、若しくは法第 49 条第 4 項の規定により不利益処分に関し、審査の請求をし、あるいはこれらの審理のため高知県人事委員会の要求を受けて出頭する場合
- (10) 法第 55 条第 11 項の規定により組合の当局に対し不満を表明し又は意見を申し出る場合
- (11) その他前 10 号に準ずる特別の事由がある場合

#### 職務専念義務免除の承認状況

項目	承認件数	備考
条例第 2 条 第 1 号該当	0 件	
条例第 2 条 第 2 号該当	0 件	
条例第 2 条 第 3 号該当		
規則第 2 条 第 1 号該当	0 件	
規則第 2 条 第 2 号該当	0 件	
規則第 2 条 第 3 号該当	0 件	
規則第 2 条 第 4 号該当	0 件	
規則第 2 条 第 5 号該当	0 件	
規則第 2 条 第 6 号該当	0 件	
規則第 2 条 第 7 号該当	0 件	
規則第 2 条 第 8 号該当	0 件	
規則第 2 条 第 9 号該当	0 件	
規則第 2 条 第 10 号該当	0 件	
規則第 2 条 第 11 号該当	0 件	
合 計	0 件	

#### 4 嘗利企業への従事許可

嘗利企業への従事許可に関する運用規定は、次のとおりです。

## 職員の営利企業等の従事制限に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第38条第1項の規定に基づき、職員が兼ね、當み又は従事する営利、企業について、任命権者の許可を受くべき地位及び同条第2項の規定に基づく許可の基準を定めることを目的とする。

### (地位)

第2条 営利企業を當むことを目的とする会社その他の団体の役員以外の地位は次のとおりとする。

- (1) 顧問
- (2) 評議員
- (3) 前2号に準ずる職

### (許可の基準)

第3条 職員が営利企業を當むことを目的とする会社その他の団体の役員及び前条各号に定める地位を兼ね、又は自ら営利企業を當む場合の任命権者の許可の基準は、次のとおりとする。

- (1) 単に名目的なものであつて、職務の遂行に支障をきたさず、且つ、職員の占める職と密接な関係がないと認められる場合
- (2) 職務の遂行に支障を来たさない範囲において、任命権者が特殊の事情があると認めた場合

第4条 職員が報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合の任命権者の許可の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法第33条に規定する信用失墜行為の発生のおそれがないものであつて、職務の遂行に支障を来たさず、且つ、職務の占める職と密接な関連がないと認められる場合
- (2) 前号の場合において、職員の占める職と密接な関連がある場合においても、任命権者が特殊な事情があると認めた場合

## 営利企業への従事に関する認定状況

- ・平成27年4月1日現在の認定件数 0件
- ・平成26年度中における申請件数 0件
- ・平成26年度中における認定件数 0件

## 第5章 職員の分限及び懲戒処分の状況

### 1 分限処分

(平成26年度中)

区分	降任	免職	休職	降給	計	備考
分限処分者数	—	—	—	—	—	

### 2 懲戒処分

(平成26年度中)

区分	戒告	減給	停職	免職	計	備考
懲戒処分者数	—	—	—	—	—	

## 第6章 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### 1 研修の状況

(平成 26 年度中)

研修名	研修機関	参加者数	備考
初任教育	高知県消防学校	2人	
救助科	高知県消防学校	2人	
火災調査課	高知県消防学校	3人	
警防科	高知県消防学校	2人	
救急科	高知県消防学校	2人	
幹部科	高知県消防学校	2人	
指導的立場の救命士研修	救急救命研修所	1人	
救急医療症例検討会	高知赤十字病院 高知医療センター等	27人	
救急救命士生涯教育	高知医療センター 愛宕病院	15人	
日本臨床救急医学会	(栃木県)	1人	
救急隊員シンポジウム	(神奈川県)	1人	
中四国救急医学会	(高知県)	6人	
中四国緊急援助隊訓練	(岡山県)	3人	
四国救助指導会	(香川県)	8人	

### 2 勤務成績の評定の状況

勤務評定制度未制定。

## 第7章 職員の福利厚生について

### 1 健康診断の実施状況

平成 27 年 4 月 1 日現在

区分	対象者	備考
短期人間ドック	全職員	定期健康診断代替(高知県市町村職員共済組合、互助会の助成あり)。 年 1 回
健康診断	深夜業務従事者	労働安全規則第 44 条 45 条に基づく健康診断。 年 1 回

### 2 互助会等の福利厚生事業状況

平成 27 年 4 月 1 日現在

団体区分	互助会名	事業内容	公費・個人の負担割合
共同互助会	高知県市町村職員互助会	(公費を伴う個人給付事業のみ抜粋) 人間ドック助成 保養施設助成	50:50 %

### 3 公費負担状況

単位千円

	公費分					個人負担分			合計	職員数
	人間ドック	深夜勤務者健康診断	親和会	市町村職員互助会	小計	親和会	市町村職員互助会	小計		
平成22年度決算	285	101	242	1, 260	1, 888	242	1, 260	1, 502	3, 390	58
平成23年度決算	278	101	267	1, 275	1, 921	267	1, 275	1, 542	3, 463	61
平成24年度決算	103	92	275	1. 186	1. 656	275	1, 186	1, 461	3, 117	57
平成25年度決算	217	99	186	1, 157	1, 659	186	1, 156	1, 342	3, 001	57
平成26年度決算	388	107	273	1, 240	2, 008	273	1, 240	1, 513	3, 521	59
平成27年度予算	428	108	0	1, 254	1, 790	305	1, 254	1, 559	3, 349	61

## 第8章 職員の利益の保護について

### 1 勤務条件に関する措置の要求の状況（高知県公平委員会）

(平成 26 年度中) (単位：件)

前年度未 係属数 (A)	年度内 要求数 (B)	計 (C) (A)+(B)	処理状況						年度未 係属数 (C-D) 計 (D)	
			却下	取下	打切	判定				
						棄却	一部 容認	全部 容認		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### 2 不利益処分に関する不服申立ての状況（高知県公平委員会）

(平成 26 年度中) (単位：件)

前年度 未係属 数(A)	年度内 申立数 (B)	計 (C) (A)+(B)	審理状況			処理状況						年度未 係属数 (C-D) 計 (D)
			準備 手續	口頭 審理	計	却下	取下	打切	判定			
									処 分 承 認	処 分 修 正	処 分 取 消	
0	0	0	0回	0回	0回	0	0	0	0	0	0	0